

議案第3号説明資料

平成28年2月16日

大磯町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1～2

新旧対照表 3～5

総務課

大磯町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する 条例

1 改正概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が施行され、地方公務員法第24条が改正されたことに伴い、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 地方公務員法の改正に伴う引用条項の見直し

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

【参考】地方公務員法第24条（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

改正前	改正後
第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。	第24条 (略)
<u>2</u> 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。	(削る)
<u>3</u> 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。	<u>2</u> (略)
<u>4</u> 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。	<u>3</u> (略)
<u>5</u> 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない。	<u>4</u> (略)
<u>6</u> 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。	<u>5</u> (略)

引用箇所

※ 当該改正による実質的な内容の変更は、ありません。

(2) 法律名の変更（改題）に伴う引用条項の見直し

第12条第1項第3号中、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「公庫の予算及び決算に関する法律」を「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」に改正する。

※ 当該改正による実質的な内容の変更は、ありません。

(3) 規定の整備（第3条第3項、第4条第2項、第5条、第9条の2、第10条、
第12条第1項第3号、第15条第3項、第16条）
用字・用語の整理を行います。

(4) 施行日
平成28年4月1日とします。

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 省略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。 (週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則で定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 省略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者は、試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りではない。 (週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り</p>

改正案	現行
<p>振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>第6条～第9条 省略 (時間外勤務代休時間)</p> <p>第9条の2 任命権者は、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第12条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 省略 (休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(前条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第11条 省略 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 当該年の前年に<u>おいて地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、大磯町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭</p>	<p>振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>第6条～第9条 省略 (時間外勤務代休時間)</p> <p>第9条の2 任命権者は、大磯町職員の給与に関する条例第12条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、<u>規則</u>の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 省略 (休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、<u>規則</u>の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(<u>第9条の2第1項</u>)の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第11条 省略 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 当該年の前年に<u>おいて地方公営企業労働関係法</u>(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、大磯町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律</p>

改正案	現行
<p>和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2・3 省略</p> <p>第13条・第14条 省略 (介護休暇)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 介護休暇については、大磯町職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。 (療養休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第16条 療養休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第17条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則の定める日数</p> <p>2・3 省略</p> <p>第13条・第14条 省略 (介護休暇)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 介護休暇については、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。 (療養休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第16条 療養休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第17条 省略</p>